

**令和3・4・5・6年度 (2021・2022・2023・2024年度)**  
**枚方市物品の購入・修繕・借入・印刷製本等競争入札参加資格申請の手引き**  
(有効期間 : **令和3年 (2021年) 4月1日～令和7 (2025年) 年3月31日**)

枚方市（教育委員会・上下水道局・市立ひらかた病院・枚方寝屋川消防組合を含む。）が発注する物品の購入・修繕・借入・印刷製本等について、競争入札又は見積合せに参加しようとする方は、次の要領により申請してください。申請できる業種は4業種以内です。

**1. 入札参加資格 (次の①～⑨の条件をすべて満たす者)**

- ① 次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。
    - イ. 成年被後見人
    - ロ. 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - ハ. 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ニ. 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ホ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けている者であること。
- ④ **令和3年 (2021年) 1月1日**を基準日として、次のイ及びロの条件を満たしていること。
  - イ. 引き続いて1年以上の営業実績をもつこと。
  - ロ. 法人にあつては、商業登記の法人登記日から1年以上あること。また、個人にあつては、開業から1年以上あること。（なお、個人から法人に変更した場合は個人の開業からの期間の加算可。）
- ⑤ 法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）並びに本市の市税を完納していること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予に係るものを除く。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年枚方市要綱第66号）に基づく入札等除外措置を受けている者（②に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（②に掲げる者を除く。）でないこと。

**2. 受付期間及び提出方法**

受付期間	<b>令和2年 (2020年) 10月19日 (月) から 同年11月27日 (金) まで</b> ※ 当日消印有効
提出方法	郵送に限る。 ※ 持参不可

**3. 送付先**

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 総務部 契約課 物品担当 宛

※ 申請書の受付は郵送のみとします。持参による受付は行いません。

#### 4. 注意事項

- ・枚方寝屋川消防組合発注の案件については、枚方市区域内の発注を対象とします。
- ・証明書類は、令和2年(2020年)10月1日以降に発行されたものとします。
- ・(写し可) とある書類は、それぞれ発行官公署において定めた様式で、かつ明瞭な複写(原寸大)をもって代用できます。
- ・申請書提出後、その内容に変更があれば、速やかに業者番号を記入の上、書面(変更届)にて届け出てください。(※受付期間中であれば、ご連絡の上、差し替え書類を送付してください。)
- ・作成要領に基づき、その番号順に紙ファイル(A4縦)に綴じてください。(色の指定はありません。)
- ・紙ファイルの表及び背に会社名を記入してください。
- ・「役務の提供」については、「業務委託(その他委託・建設コンサルタント等)」の登録申請が必要ですので、物品等で登録申請を行わないよう注意してください。また、令和3年度以降は、その他委託または建設コンサルタント等で発注を行う業務については、原則それぞれで登録申請を行っている方のみ入札参加対象とします。

#### 5. 業種

- ・「取引希望業種別分類表」を参考に希望業種を書いてください。申請できる業種は小分類単位で4業種以内です。

#### 6. 行政書士による代理申請について

- ・代理申請する場合には、競争入札参加資格申請書の余白に行政書士の住所、氏名、電話番号を記入の上、職印を押印してください。
- ・代理申請する場合には、申請者本人から申請代理人への委任状(原本)の提出が必要です。なお、委任状の宛名は、枚方市長、枚方市上下水道事業管理者、枚方市病院事業管理者、枚方寝屋川消防組合管理者の4者連名としてください。
- ・申請書等の内容に係る問い合わせは、申請代理人である行政書士に行います。なお、審査結果通知書については、返信用封筒に記載された住所(申請者本人又は申請代理人)に返送します。

#### 7. 問い合わせ先

枚方市役所 総務部 契約課 委託・物品グループ 物品担当  
TEL 072-841-1345

## 提出書類作成要領（物品等）

提出書類作成要領に基づき、番号順に紙ファイル（A4縦）に綴じてください。（番号5～10の書類をファイルに番号順に綴じてください。色の指定はありません。）

※ 番号1～4の書類、「12. 受付審査票」及び「13. 返信用封筒」は、ファイルに綴じ込まないで、提出してください。

※ 印鑑捺印部分はコピー不可

### （入札参加資格申請用）

番号	提出書類名	提出部数	様式番号	説明	提出区分			
					市内業者		市外業者	
					法人	個人	法人	個人
1	令和3・4・5・6年度（2021・2022・2023・2024年度） 物品等競争入札参加資格申請書及び 使用印鑑届	3部	様式1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>令和2年度（2020年度）</b>以前に有資格者であった方は、右上の「更新」に○印を付け、「業者番号」欄に業者番号を記入してください。新規登録の方は、業者番号欄は記入せずに「新規」に○印を付けてください。</li> <li>● 希望業種は「取引希望業種別分類表」を参照して主たる業種を第1希望欄に、他を第2希望欄以降に記入してください。登録は小分類単位で4業種までです。</li> <li>● 「支店又は営業所等」欄には、代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で取引を行おうとする場合にのみ記入し、「使用印」を押印してください。</li> <li>● 「使用印（丸印）」欄には、実印以外の印鑑を使用する場合はその印を押印し、実印を使用印とする場合は実印を押印してください。 なお、使用印は、役職名又は氏名が表示されたものに限ります。</li> <li>● 「社印（団体印）」欄には、会社名印や支店、営業所名印を、取引行為に使用印とともに使用することが通常である場合にのみ押印してください。</li> </ul>	○	○	○	○
2	委任状	3部	様式2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で本市と契約する場合にのみ提出してください。</li> <li>● 委任期間は、<b>令和3年（2021年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで</b>です。必ず指定様式を使用してください。</li> </ul>	○	○	○	○
3	営業実態調書Ⅰ	3～6部	様式3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 希望業種が1つの場合は3部、 2つの場合は4部、 3つの場合は5部、 4つの場合は6部提出してください。</li> <li>● 直前の決算期を基準にして、できるだけ詳しく記入してください。</li> </ul>	○	○	○	○
4	営業実態調書Ⅱ	3～6部	様式3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出部数はⅠと同じです。</li> <li>● 取扱品目については、できるだけ詳しく記入してください。</li> </ul>	○	○	○	○
5	印鑑証明書 （原寸大の 写し可）	1部		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の場合は法務局発行の「代表者の印鑑証明書」、個人の場合は各市町村発行の「代表者の印鑑登録証明書」を提出してください。</li> <li>● 印影が明確に判読でき、かつ拡大・縮小コピーしていないものを提出してください。</li> <li>● <b>令和2年（2020年）10月1日</b>以降に発行さ</li> </ul>	○	○	○	○

				れたものに限ります。				
6	納税証明書 (原本) ※写し不可	国税	各 1部	<p>「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税（地方消費税を含む。）」の未納税額がないことを証明する「納税証明書〔法人（様式その3の3）個人（様式その3の2）〕」を提出してください。</p> <p>納税証明書の請求手続きについては、国税庁ホームページをご確認下さい。</p> <p>なお、オンライン請求も可能です。</p> <p>◀ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> ▶</p> <p>●電子納税証明書（電子データ）の提出は不可とします。</p> <p>●令和2年（2020年）10月1日以降に発行されたものに限ります。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により徴収の猶予を受けている場合は、納税証明書（様式その1）の「備考」欄に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条による納税の猶予中」である旨が記載されますのでそちらをご提出ください。猶予期限までに納付した後、改めて納税証明書（様式その3の3またはその3の2）の提出をお願いします。</p>	○	○	○	○
		市税		<p>本市に納税義務を有する場合は枚方市税に係る「滞納無証明書」を提出してください。</p> <p>●令和2年（2020年）10月1日以降に発行されたものに限ります。</p> <p>※ 地方税法附則第59条第1項の規定により徴収の猶予（新型コロナウイルス感染症の影響による猶予制度）を受けている場合は、徴収猶予許可通知書（写し可）を提出してください。猶予期限までに納付した後、再度滞納無証明書の提出をお願いします。</p>	○	○		
7	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） (写し可)		1部	<p>●個人の場合は不要です。</p> <p>●令和2年（2020年）10月1日以降に発行されたものに限ります。</p>	○		○	
8	代表者身分証明書 (写し可)		各 1部	<p>個人の場合には、「代表者の身分証明書（写し可）」及び「代表者の登記されていないことの証明書（写し可）」の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表者の身分証明書 本籍地の市町村が発行する代表者の「身分証明書（禁治産者及び準禁治産者、成年被後見人並びに破産者で復権を得ない者でない旨の証明）」を提出してください。</li> <li>代表者の登記されていないことの証明書 東京法務局が発行する代表者の「登記されていないことの証明書」を提出してください。「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記が東京法務局にされていないことを証明するものです。</li> </ul> <p>●令和2年（2020年）10月1日以降に発行されたものに限ります。</p>			○	○
				<p>個人事業主のみなさまへ</p> <p>「登記されていないことの証明書」の請求については法務局のホームページに掲載されていますのでご確認ください。</p> <p>〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課</p>				

				<p>TEL03-5213-1234 (代表) 03-5213-1360 (ダイヤルイン)</p> <p>成年後見制度の内容については、東京法務局又は最寄りの法務局に、お問い合わせください。</p> <p>※ 大阪の最寄りの法務局…大阪法務局戸籍課 TEL06-6942-9459 (ダイヤルイン)</p>					
9	免許、許可又は登録 証明書 (写し可)	1部		<p>●当該業務を行うために、法令上免許、許可又は登録を要する場合は、その免許、許可又は登録を受けていることの証明書を提出してください。</p>	○	○	○	○	
10	決算報告書	1部		<p>●<b>直前1年間</b>のもの (最新のもの)。 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 個人の場合は、損益計算書、貸借対照表等</p> <p>※提出が出来ない場合 (令和3年 (2021年) 1月1日を基準日として、引き続いて1年以上の営業実績はあるが、決算日の都合上未作成等) は、別途理由書 (任意様式) を提出してください。</p>	○	○	○	○	
11	枚方市暴力団排除 条例に基づく誓約書等	各 1部	様式 4-1 4-2	<p>●代表者以外の者 (支店長、営業所長等) を受任者として、その者の名で本市と契約する場合であっても、<b>誓約書は、代表者名及びその実印</b>としてください。</p> <p>●記入に際してはホームページに掲載している記入見本を参考にしてください。</p>	○	○	○	○	
12	受付審査票	1部		<p>●太線枠内のみご記入ください。 ※書類に疑義等があった場合に契約課より書類作成担当者連絡先 (行政書士による代理申請の場合は行政書士連絡先) に連絡します。</p>	○	○	○	○	
13	返信用封筒	1枚		<p>●<b>長3サイズ</b>の封筒に <b>84円切手を貼付</b>し、郵便番号、住所、社名を記入したものを提出してください。</p> <p>●返信用封筒は、審査結果通知書の発送に使用しません。書類に不備があった場合はその連絡用としても用いますので、それらの書類の返送を希望される住所等を記入してください。</p>	○	○	○	○	

## 取引希望業種別分類表

大分類	小分類	業種名	説明
01 事務用品 事務機器	211	事務用品・印章	文房具、用紙類、段ボール製品、印鑑、ゴム印、封筒、地図等
	212	事務機器・情報処理用機器	シュレッダー、印刷機、紙折機、複写機、電子計算機（パソコン、オフコン等）、プリンター、ネットワーク機器、整理券発行機、パッケージソフトウェア、OA消耗品（トナー含む）等
	213	スチール事務用品、家具、 図書用品	スチール事務用品、学校机、木製家具、図書用品 等
02 繊維製品	221	繊維・ゴム・皮革製品	生地、織物、被服、手袋、靴、鞆、白衣、合羽、靴下、帽子、テント 等
	222	寝具・室内装飾品	寝具、カーテン、ブラインド、カーペット、畳、舞台幕、緞帳 等
03 食料品	231	食料品・粉ミルク	弁当、飲料、菓子、粉ミルク、お茶 等
04 印刷製本	241	一般印刷	一般印刷、冊子、パンフレット 等
	242	封筒印刷	封筒印刷
	243	電算帳票	電算帳票、記録紙 ※封入封緘は「 <b>その他委託</b> 」で申請のこと。
	244	特殊印刷	新聞、地図（例、ガイドマップ）、手帳、青写真（例、写真フィルムの現像焼付）、航空写真、シール 等
05 燃料	251	燃料	ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、オイル、ガス供給、電力供給 等
06 自動車	261	車両・バイク・自転車販売	車両販売、特殊車両（架装含む）、バイク・自転車販売
	262	車両・バイク・自転車修理・用品販売	修理、改造、車検、定期検査、部品・用品販売
07 理化学機器 空調機器 設備機器	271	理化学機械・環境測定機器器具	分析機器、光学機器、環境測定機器、試験検査機器、機器部品、実験用品 等
	272	空調機器	業務用空調機、家庭用空調機 販売・修理
	273	厨房機器	流し台、調理台、厨房用調理機器
	274	視聴覚設備機器	プロジェクター、スクリーン、ビデオカメラ、書画カメラ、デジタルカメラ、DVDプレイヤー 等
	275	音響・放送設備機器	マイク、スピーカー、アンプ 等
	276	通信機器	無線機、携帯電話、電話交換機、衛星電話、インカム 等
	277	その他機器	清掃施設機器・部品、焼却炉機器・部品、駐車場機器、水処理機器・部品、脱水機、部品（ろ布等） 等

大分類	小分類	業種名	説明
08 消防用品 防災用品 保安用品	281	消防用品	消火器(詰替え含む)、消防ホース、煙感知器等、避難器具 等
	282	防災用品	災害備蓄品(アルファ化米等)、災害時用テント、災害時用トイレ、救助器具、オイルフェンス 等
	283	保安・防犯用品	保護具(ヘルメット等)、防護服、監視カメラ、防犯灯 等
	284	交通安全用品	バリカー、グレーチング、ポストコーン、フェンス 等
09 日用品 家電	291	日用品	清掃用具・用品、石鹼・洗剤、食器類、トイレトペーパー等
	292	家庭用電化製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、ミシン 等 ※274, 275 以外
	293	ガス器具	ガスコンロ、湯沸器、ガスメーター 等
10 教材 書籍	301	教材	教材、教育機器、理科実験機、実習用機器 等
	302	保育用品・玩具	保育用品、玩具
	303	楽器	洋楽器、和楽器、楽譜、音楽 CD 等
	304	体育機器・公園遊具	運動器具、武道具、公園遊具
	305	書籍・図書券	書籍(紙芝居は教材・玩具)、図書券、映像 DVD 等
11 看板 建具	311	看板・プレート・旗	看板、掲示板、旗、のぼり、懸垂幕、住所表示板、犬の鑑札等
	312	建具・シャッター・ガラス	ドア、シャッター、門扉、ガラス 等
12 建設資材 工具等	321	砂・碎石等	砂、碎石、土、ろ過砂 等
	322	コンクリート・アスファルト	セメント、常温合材、アスファルト混合物、舗装材、生コンクリート、コンクリート二次製品 等
	323	工具・工作用機械	工作用機械器具、工具、電動工具、雑工具 等
	324	産業用機械	ポンプ、発電機器、変電機器、蓄電池 等
	325	木材・鋼材	杉板、角材、鋼板、鉄筋 等
	326	園芸用品・花	種苗、樹木、草花、肥料、造園石材、生花 等
13 医療 福祉	331	医薬品・衛生材料	医薬品、家庭薬、ワクチン、医療用ガス、医療用検査試薬、X線フィルム 等
	332	医療機器	治療用機器、生体検査機器、放射線関連機器、手術関係機器等

大分類	小分類	業種名	説明
(13 医療、福祉)	333	福祉機器・介護用品	車いす、段差解消スロープ、介護用品、紙おむつ 等
14 上下水道資材	341	配管材料	直管、継手、異型管 等
	342	弁栓類、鉄蓋	バルブ、仕切弁、消火栓、分水洗、鉄蓋 等
	343	メーター	水道メーター
15 工業薬品	351	化学工業薬品	硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム 等
	352	工業用ガス	酸素、窒素、ヘリウムガス 等
	353	防疫薬剤	殺虫剤、農薬、除草剤 等
16 記念品 選挙用品 その他	361	記念品・贈答品	記念品、贈答品、時計、美術品、商品券 等
	362	選挙用品	啓発商品、投票用紙交付機 他
	363	その他	(物品販売で他の分類に入らないもの)
20 リース レンタル	411	医療機器	
	412	情報処理用機器リース	サーバー、パソコン 等
	413	情報処理用機器レンタル	サーバー、パソコン 等
	414	事務機器	複写機、ファクシミリ 等
	415	自動車・建設機器	普通自動車、トラック、バックホウ、パワーショベル 等
	416	仮設ハウス・トイレ	
	417	その他	クリーニング等
30 売払い	501	自動車・自転車	自転車、自動車 等
	502	鉄くず・非鉄くず	
	503	その他売払い	

委託業務に係るものは「その他委託」で申請のこと。令和3年度以降は、「その他委託」で発注を行う業務については、原則「その他委託」で登録申請を行っている方のみ入札参加対象とします。

※ 例：電算処理・電算帳票類のブックイング、封入封緘、観光バス運行業務、旅行代理業、デザイン企画印刷、楽器調律、機器類の保守点検（医療機器等）、遊具保守点検、要介護者への介護用品支給業務、クリーニング、活性炭入替業務



(物品)

## 受付審査票 (入札参加資格申請用)

※太線枠内のみ記入

会社住所		
会社名		
TEL		FAX
業者番号 (既に登録がある場合)	No.	担当者名
行政書士による代理申請の場合の 連絡先	行政書士氏名 ( )	TEL ( )

申請者 チェック欄	市審査 チェック欄	様式 番号	提出 部数	書類名	備考
		1	3部	物品等競争入札参加資格申請書及び使用印鑑届書	紙 フ ア イ ル に 綴 じ な い で く だ さ い。
		2	3部	委任状	
		3	3~6部	営業実態調書Ⅰ (希望業種数に対応した部数)	
		3	3~6部	営業実態調書Ⅱ (希望業種数に対応した部数)	
			1部	印鑑証明書 (原寸大の写し可)	左 記 の 順 番 に 紙 フ ア イ ル ( <b>A4縦長横開き</b> ) に 綴 じ て く だ さ い。
			1部	納税証明書【国税】 (原本) ※写し不可	
			1部	納税証明書【市税】 (原本) ※写し不可 ※ 枚方市内に本店又は支店を有する場合のみ ※新型コロナウイルス感染症の影響による猶予制度を利用している 場合は、徴収猶予許可通知書(写し可)を提出してください。	
			1部	登記簿謄本 (写し可)	
			各1部	代表者身分証明書 (写し可) ※個人企業のみ	
			1部	免許、許可又は登録証明書 (写し可)	
			1部	決算報告書	
		4-1 4-2	各1部	誓約書 役員等に関する調書(枚方市)	
			1部	受付審査票	
			1枚	返信用封筒 ※貴社住所等を記載し、84円切手を貼付してください。	

※ 市審査チェック欄の○印の書類が不足(不備)ですので、不足書類とこの受付審査票、84円切手を貼った返信用封筒(長3)を同封し、返送してください。

令和 年 月 日必着

合・否	
-----	--